

岡山県公報

発行
岡山県



裁決

目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の休止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止

〃

○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の休止

〃

○ 特定計量器定期検査
保安林の指定の解除

工業技術センター
治山課

【公告】

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催

都市計画課

○ 道路の位置の指定
落札者等の決定

建築指導課
教育委員会

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【選挙管理委員会】

○ 当選の効力に関する審査申立てに対する

選挙管理委員会

◎岡山県告示第四百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援支給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
ひざとみ歯科クリニック	瀬戸内市長船町土師313-1	R3.6.1
総合病院落合病院	真庭市上市瀬341	R3.6.1

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
AI株式会社	総社市中央1-2-13 高杉事務所 2階	訪問看護ステーションone・room	総社市中央1-2-13 高杉事務所 2階	R3.6.9
SKYライズ株式会社	都窪郡早島町前潟1075-1-20 3	倉敷訪問看護リハビリステーションそら 3	都窪郡早島町前潟1075-1-20 3	R3.7.1

◎岡山県告示第四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
有限会社エス・ジー・エッチてしま薬局下方店	真庭市下方1225-5	R3.4.30
総合病院落合病院	真庭市落合垂水251	R3.5.31

◎岡山県告示第四百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の休止の届出があつた。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人さくもクリニック	真庭市上水田3804-1	R3.6.1

◎岡山県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	有限会社エス・ジー・エツチてしま薬局	真庭市中島405-1	有限会社エス・ジー・エツチてしま薬局下分店	真庭市下方1225-5	R3.4.30
介護予防事業者	有限会社エス・ジー・エツチてしま薬局	真庭市中島405-1	有限会社エス・ジー・エツチてしま薬局下分店	真庭市下方1225-5	R3.4.30
居宅介護事業者	医療法人社団井口会	真庭市落合垂水251	総合病院落合病院	真庭市落合垂水251	R3.5.31
介護予防事業者	医療法人社団井口会	真庭市落合垂水251	総合病院落合病院	真庭市落合垂水251	R3.5.31

◎岡山県告示第四百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
居宅介護事業者	医療法人さくもとクリニック	真庭市上水田3804-1	医療法人さくもとクリニック	真庭市上水田3804-1	R3.6.1
介護予防事業者	医療法人さくもとクリニック	真庭市上水田3804-1	医療法人さくもとクリニック	真庭市上水田3804-1	R3.6.1

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

				矢掛町
〃	〃	〃		矢掛町下座場
〃	〃	〃	〃	
		二十一日		
〃	二十二日	〃		
一三〇	一〇〇	一三〇	一〇〇	
一三五〇〇	一三〇〇〇	一三五〇〇	一三〇〇〇	
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

令和3年7月20日 岡山県公報 第12312号

◎岡山県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市加須山字向山松木山人二九の七、八二九の八、八二九の一〇から八二九の一五まで、八二九の二一から八二九の二四まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔二九七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和三年七月二十日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和三年九月三日午前十時から

二 開催場所

瀬戸内市邑久町尾張三〇〇一 瀬戸内市役所二階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和三年八月四日から同月十八日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は瀬戸内市産業建設部建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を令和三年八月四日から同月十八日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び瀬戸内市産業建設部建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は瀬戸内市産業建設部建設課（瀬戸内市邑久町尾張三〇〇一 電話〇八六九一二二一二六四九）

別紙様式

意見書

令和3年4月23日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

令和3年7月20日 岡山県公報 第12312号

〔二九八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県指令備中局 建第二〇一三号 令和三年七月七日		番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
浅口市鴨方町鴨方字紅屋通一四八一 番一二、一四八一番一二地先水路				六・〇一	七六・二二
				六・〇一	二・一一

令和3年7月20日 岡山県公報 第12312号

〔二九九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム
二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

令和三年六月一日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大塚商会広島支店

広島県広島市中区中町八番一―二号

五 落札金額

三六、九四四、六六一円（うち消費税額及び地方消費税の額三、三五八、六〇五円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

令和三年四月二十日

〔三〇〇〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年七月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察車両のメンテナンス業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び警察車両のメンテナンス業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和3年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第40号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

令和3年7月20日 岡山県公報 第12312号

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226-7538（直通）

(2) 申請書の提出期限

令和3年8月16日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年7月20日（火）から令和3年8月23日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ160グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和3年9月1日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和3年9月2日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和3年8月23日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Trust of automobile maintenance

(2) Contract period :

From 1 October, 2021 through 30 September, 2023

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 1 September, 2021

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第四十六号

令和三年四月十一日執行の美作市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決した。

令和三年七月二十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

裁 決 書

岡山県美作市平田二二三―二

審査申立人 中 谷 祐 輔

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和三年五月十九日付けで提起された、令和三年四月十一日執行の美作市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、岡山県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出について、美作市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が令和三年五月十日付けで行った異議の申出を棄却する旨の決定を取り消し、本件選挙における当選人倉地重夫（以下「倉地候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めるものである。

その理由とすると、審査申立書に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件選挙における当選人である倉地候補の有効票の中に無効とすべき票がある可能性があるため、それにより申立人が当選人となる可能性がある。

二 本件選挙において無効とされた票の中に申立人の有効票がある可能性があるため、それにより申立人が当選人となる可能性がある。

三 開票立会人のうち一名が印鑑を捺印しなかった票が多数ある。

裁 決 の 理 由

一 本件選挙及び本件審査の申立ての経緯について

本件選挙は令和三年四月十一日に執行され、同日開催された選挙会において、倉地候補の得票が六一〇票、申立人の得票が六〇九票であるとして、倉地候補が最下位当選人と決定された。

本件選挙の候補者である申立人は、当選の効力を争うものとして、同月十三日付けで市委員会に対し、当選の効力に関する異議の申出を行った。これに対し、市委員会は同年五月十日付けで申出を棄却する決定を行った。

申立人は、この市委員会の決定を不服として、同月十九日付けで県委員会に対し、本件選挙における当選の効力を争うものとして、市委員会の決定の取消しを求める本件審査の申立てを行った。

県委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認めた上で受理し、市委員会から弁明書及び証拠書類を徴した。

また、申立人に対して、市委員会の弁明書に対する反論書及び証拠書類又は証拠物の提出を求めたが、提出はなかった。

さらに、県委員会は、本件審査の申立ての理由の趣旨を明らかにするため、申立人に対して、質問書を送付し、回答書の提出を求めたが、提出はなかった。

二 開票事務について

市委員会から提出された弁明書及び証拠書類を総合すると、本件選挙の開票の概略は次のようであったことが認められる。

なお、本件選挙では、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十九条の規定により、開票事務は選挙会事務に併せて行われたことにより、開票管理者、開票立会人はそれぞれ選挙長、選挙立会人とされ、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

(1) 開票は、令和三年四月十一日午後八時からみまさかアリーナ メインアリーナに

において行われた。

(2) 本件選挙における選挙立会人（以下「立会人」という。）は十人であり、申立人の届け出た者も立会人となった。

(3) 開票は、まず、立会人の立会いの下、投票箱の鍵を開け、開披台に投票用紙を取り出し、票を候補者ごとに分類することなく、上下裏表を揃えた状態に整頓し、読取分類機係に回付し、読取分類機により候補者別の有効票と疑問票（有効票以外の識別不能票、白票等をいう。以下同じ。）とに分類する。このうち各候補者の有効票として分類された票は、点検係が他候補者の有効票、無効とすべき票等が混入していないか、一枚ずつ目視による確認を行った上で、第一計数機係に回付される。

(4) 第一計数機係に回付された票は、計数機により確認された上で五十枚の束が作られ、票せんを付して第二計数機係に回付される。なお、五十枚未満の端数票についても同様の手順で計数及び回付が行われる。

(5) (3)の読取分類機により分類された票のうち疑問票は、疑問票整理係に回付され、二名以上の係員が一枚ずつ目視による確認を行い、有効とみられる票、無効とみられる票又は疑義のある票に分類される。さらに、疑義のある票は、疑問票審査係に回付され、複数の係員が精査を行い、有効とみられる票と無効とみられる票とに分類される。以上のようにして分類された疑問票は、それぞれが計数機にかけられ、枚数が記入された該当の票せん（無効とみられる票せんには、その事由が記載されたもの）が付された後、第二計数機係に回付される。

(6) (3)から(5)までの手続を経て第二計数機係に回付された票は、票せんと投票の内容が同一であるかの確認が行われた後、第一計数機とは別の計数機によりその束の計数が再度行われ、票数に誤りがないことが確認された後、第一得票計算係に回付される。

(7) 第一得票計算係に回付された票は、票せんに印刷されたバーコードが読み取られることにより、パソコンの開票集計システムに票数が入力され、集計が行われる。

(8) 開票集計システムによる集計が完了した票は、立会人に回付され、立会人は自席において票を点検の上、当該票の束に付された票せんに押印を行う。全ての立会人による点検を受けた票は、選挙長に回付され、選挙長が有効又は無効の決定を行う。

(9) 選挙長による決定を受けた票は、第二得票計算係に回付され、再度票せんに印刷されたバーコードを読み取られ、票数に誤りがないか確認された上で、最終集計が

行われる。

(10) 全ての作業終了後、当該開票の結果を含む選挙の結果等を記載した選挙録に、選挙長及び全ての立会人が署名及び押印を行う。

以上のように、本件選挙における全ての投票は、読取分類機によって分類され、その後、点検係又は疑問票整理係が目視により内容の確認を行い、票数については計数機係が二重の確認を行っている。そして、全ての票は立会人の点検を経た後、選挙長の点検及び決定が行われたことが認められる。

また、選挙録にも選挙長及び全ての立会人が署名及び押印をしていることが認められる。

なお、立会人のうち一名が票の点検において、一部の票に付された票せんに押印しなかったことが認められる。

三 審査申立ての要旨一及び二について

申立人は、倉地候補の有効票の中に無効とすべき票がある可能性があるため、それにより申立人が当選人となる可能性があること、また、無効とされた票の中に申立人の有効票がある可能性があるため、それにより申立人が当選人となる可能性があることを主張している。

弁明書及び証拠書類によると、本件選挙における全ての投票は、読取分類機によって分類され、その後、点検係又は疑問票整理係が一枚ずつ目視により内容の確認を行い、票数については計数機係が二重の確認を行っていること、全ての票は立会人の点検を経た後、選挙長の点検及び決定が行われたことが認められる。また、特に無効票については、四名から成る疑問票審査係において複数の係員による審査が行われていること、無効票には無効事由が記載された票せんが付されていることが認められる。

一方、申立人の主張は、それを裏付ける具体的な事実、証拠等が申立人から何ら提示されておらず、単なる可能性を指摘しているに過ぎないものであり、これを採用することはできない。

以上のことから、本件選挙における全ての投票は、適切に確認、点検等がなされていると認められ、当選人及び次点者である申立人の得票数は適切に計算されており、本来申立人の有効票とすべき票が無効票に混入している可能性も考えられない。

よって、申立人の主張には理由がない。

四 審査申立ての要旨三について

申立人は、立会人のうち一名が印鑑を捺印しなかった票が多数あると主張している。関係書類によると、本件選挙において、立会人のうち一名が票せんに押印していないことが認められるが、立会人が自席において票を点検して当該票の束に付された票せんに押印を行うという取扱い（以下「本件取扱い」という。）は、法定の手続ではない。また、開票所における投票の効力の判断は、法第六十七条の規定により「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。」とされているところ、関係書類によると、本件選挙においては次のとおり手続が行われており、投票の効力は立会人の意見を聴き開票管理者によって決定されていると認められる。

- (1) 本件取扱いその他立会人の職務について、これらを取りまとめた文書の送付及び当日の立会人席への当該文書の設置により立会人に事前の周知が行われた。
- (2) 立会人の実際の職務に当たっては、立会人席が横一列に配置された上、全ての票が当該列の一端に位置する立会人に回付され、点検を行った立会人が順に隣席の立会人に回付するという手順により点検作業が行われた。
- (3) (2)の手順に関しては立会人からの疑義もなく、回付又は点検の順序が前後した等の事情もなかった。

(4) 選挙録には立会人全員の署名及び押印がある。

以上のことから、本件選挙における当選人の決定手続は選挙の規定に違反する点はなく、適正であったと認められる。

よって、申立人の主張には理由がない。
以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって主文のとおり裁決する。

令和三年七月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長	大	林	裕	一
委員	平	松	卓	雄
委員	西		康	宏
委員	山	名	千	代